

戸田彰子裁判長忌避申立却下決定に対する即時抗告理由書

名古屋高等裁判所 御中

事件の表示

即時抗告事件 津地方裁判所 2013年（行カ）第1号

原審 津地方裁判所 2013年（行ク）第11号
（戸田彰子裁判長忌避申立事件）

基本事件 津地方裁判所 2013年（行ウ）第13号
（2012年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分取消
請求事件）

2013年8月19日

抗告人 金 静美(キム チョンミ) ㊟

抗告人 竹本 昇 ㊟

住所

抗告人 金 静美(キム チョンミ)

住所

抗告人 竹本 昇

即時抗告の理由

2013年8月6日付で津地方裁判所の山下隼人裁判長、井口礼華裁判官、荒木雅俊裁判官がなした「戸田彰子裁判長忌避申立却下決定」は、事件番号「2011年（行ウ）第3号」訴訟（以下、対熊野市第一訴訟とする）における戸田彰子裁判長が訴訟の基本的論点を審理せず、申立人に対して憲法第32条で保障されている「公正な裁判を受ける権利」

を侵害した事実を、なんら審理していない。

津地方裁判所の山下隼人裁判官ら3裁判官は、「戸田彰子裁判長忌避申立却下決定」の「理由」のなかで、

「申立ての理由は……要するに、戸田裁判官は……申立人らに対し不当な訴訟指揮をしているから、戸田裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるというものである」

と述べているが、「申立人」は、戸田が「申立人らに対し不当な訴訟指揮をしているから」忌避したのではない。

戸田彰子の訴訟指揮は、単に「申立人ら対し」不当であったのではなく、憲法が保障する公正な裁判を否定する訴訟指揮であった。

この根本問題を考察し検討していない山下隼人裁判官らの「決定」もまた、憲法に違反する「決定」である。

根本問題の解明・判断を回避したうえで、山下隼人裁判官らは、「行政事件訴訟法7条により準用される民事訴訟法24条1項」のみに依拠して、無内容な「決定」をおこなった。

また、山下隼人裁判官らは、「戸田彰子裁判長忌避申立却下決定」の「理由」のなかで、

「その他一件記録に照らしても、戸田裁判官に裁判の公正を妨げるべき事情が認められない」

と述べているが、「その他一件記録」を分析するなら、「戸田裁判官に裁判の公正を妨げるべき事情」が具体的にあることは明らかである。山下隼人裁判官らは、裁判官として、「その他一件記録」をまともに解読していない。

申立人らは、戸田彰子裁判長が、原告が立証しようとしている諸事実・諸社会関係・諸歴史的事実をほとんど「審理」しない裁判の公正を妨げる訴訟指揮をしたことを根本問題としている。

山下隼人裁判官らは、この根本問題にまったく触れないで、空疎な「理由」を述べ、戸田彰子裁判官の事実を追求しようとしないうえに訴訟指揮の実体を具体的に分析しようとしないうえ、「本件申立ては理由がないからこれを却下する」としている。

山下隼人裁判官らは、「本件申立ては理由がないからこれを却下する」と「決定」しながら、「理由がない」という理由を、法の精神に従って示していない。

対熊野市第一訴訟にかかわる「一件記録」を精査するなら、対熊野市第一訴訟における戸田裁判長の訴訟指揮の方法と精神が、法に従って真実を明らかにしようとするものでは

なく、むしろ真実を包み隠そうとするものであることは明白である。

以下に、対熊野市第一訴訟における戸田彰子裁判長の訴訟指揮の根本問題と戸田彰子裁判長を忌避した理由を述べる。

1. 戸田彰子裁判長は、紀州鉾山への朝鮮人強制連行と紀州鉾山での朝鮮人強制労働とその責任にかかわる事実審理をしなかった

人の意に反し連行し、酷使し、死に至らしめることは犯罪である。強制連行・強制労働は、行政と企業によってなされた犯罪であり、この犯罪を実行あるいは加担した日本政府、三重県、熊野市、石原産業には、それに対する重大な歴史的責任がある。

熊野市は、その歴史的責任をとろうとせず、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する土地に課税するという、社会正義に反する行為をおこなった。この土地は、紀州鉾山の真実を明らかにする会が、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立するために申立人らを名義上の登記人として購入したものである。

この土地にたいする土地税の課税に関する訴訟において、紀州鉾山への朝鮮人強制連行と紀州鉾山での朝鮮人強制労働とその責任にかかわる事実審理は、不可欠である。

それにもかかわらず、戸田彰子裁判長は、この基本的根本問題にかかわる事実審理を強権的に回避し、申立人らの公正な裁判を受ける権利を侵害した。

2. 朝鮮人追悼碑の敷地の公共性を客観的・歴史的に審理しなかった

戸田彰子裁判長は、他の少なからずの自治体が、強制連行され強制労働させられた朝鮮人・中国人犠牲者の追悼碑の建立に公共性を認め、公有地を提供している事実や強制連行の調査活動に公的補助を行っている事実や、熊野市（旧紀和町）が「英国人墓地」における「慰霊祭」に市費を支出している事実や、熊野市が「英国人墓地」を熊野市の文化財に指定している事実などを審理することなく、超短時間で判決した。

戸田彰子裁判長は、公共性にかかわる客観的事実を審理せず、判決を下すための基本的・根本的根拠についての審理を怠った。

3. 対熊野市第一訴訟において朝鮮人強制連行・強制労働という歴史的事実を審理の対象から外すことは社会正義に反し、憲法に反している

朝鮮人強制連行は、日本の法律に基づいた国家的事業であり、公共の行為であった。

したがって、国家の公共的な行為の犠牲となった者に対する反省、謝罪、賠償、追悼も、公的になされなければならない。しかし、日本政府は歴史的事実を明らかにしようとせず、侵略犯罪に対する反省もしようとしていない。これは道義に反する。

戸田裁判長は、本訴訟の審理にとって欠かすことのできない、歴史的事実の究明の問題をみずからの判断で審理から外した。この判断は、憲法第32条が保障している公正な裁判を受ける権利を侵害するものであった。

戸田彰子裁判長の訴訟指揮は、日本政府の不正義な対応の姿勢に追随しており、歴史的事実を審理しないことによって社会的不正義を追認するものである。また、その姿勢は裁判官の良心に従い独立して職権を行使するという職務を放棄するものであり、「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律のみ拘束される」という憲法第76条第3項に違反している。

4. 民族の相違により、不公平な扱いを容認してはならない

熊野市は、「英国人墓地」を文化財に指定し公共性・公益性を認めておきながら、朝鮮人を追悼する碑の敷地については、土地の登記人の名が名義上紀州鉾山の真実を明らかにする会の会員の個人名であることをもって公共性・公益性を認めず、行政の歴史的責任を果たそうとしていない。熊野市のこのような態度は民族差別である。

戸田彰子裁判長は、「英国人墓地」は熊野市の所有地であることを理由にして、「英国人墓地」の土地が非課税であると主張するのみで、熊野市の所有地であろうとなかろうと、犠牲者の追悼において民族の相違による不公平な扱いを行ってはいけないということについては審理することなく、熊野市の民族差別を容認した。

5. 地方税法による公益性による免税、熊野市税条例による特別な事情による減免の妥当性を審理しなかった

紀州鉾山における朝鮮人の強制連行・強制労働にたいして熊野市が歴史的責任を負わねばならず、朝鮮人の犠牲者を追悼することは熊野市の公的な責務である。

申立人らを会員とする紀州鉾山の真実を明らかにする会がおこなっている紀州鉾山へ朝鮮人強制連行・紀州鉾山での朝鮮人強制労働の事実を明らかにし、朝鮮人犠牲者を追悼する諸活動に公共性があることは疑いない。そして、現行の地方税法および熊野市市税条例には、その公共性にもとづいて免税とする、あるいは減免する規定が定められている。

紀州鉦山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑の土地が、地方税法第6条に規定する「公益」に該当するものと判断し、免税することが必要かつ妥当な措置であり、熊野市税条例第72第2号「公益」または第4条「特別な理由があると市長が認定する固定資産」として減免することが必要かつ妥当な措置である。

しかし、戸田彰子裁判長は、「固定資産税の免税が相当であることを理由に本件課税処分が違法となることはない」と裁断するだけで、核心的な論点である追悼碑の土地の公益性や、土地購入と使用目的における特別な事情について審理しようとしなかった。

紀州鉦山で亡くなった朝鮮人を追悼する土地は、その使用目的も、使用状況も、所有関係も、日本の法律に明記されている「特別な事情がある場合」であり、その土地に課税することは法的にも許されないことである。

戸田彰子裁判長は、原告の言う「特別な事情」を、歴史的・法的に十分検討するとともに、実際に紀州鉦山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑が建立されている場に行って土地の使用状況を「現場検証」すべきであった。

しかし、戸田彰子裁判長は、「現場検証」をおこなうどころか、法廷での口頭弁論をも極端な短時間で「終結」させ、「判決」で「原告らの訴え」を棄却・却下した。戸田彰子裁判長があまりにも短時間で突然弁論を「終結」させたため、原告らは、基本問題を述べる事がほとんどできず、証人申請する機会も奪われた。

6. 実質審理をしないままでの不当な判決

戸田彰子裁判長は、以上の1から5で述べた訴訟の基本的論点を審理せず、実質審理を行わず、被告熊野市に固定資産税の課税算定額を書証として提出させ、訴訟の論点を税額が適正か否かの問題にのみ限定し、総計30分にも満たない2回の口頭弁論で弁論を終結させ、判決をだした。

対熊野市第一訴訟で、戸田彰子裁判長は、法律の適用にあたって社会正義を実現するために努力するという裁判官の当然の社会的任務を放棄していた。

7. 不当課税に対する事件番号「2013年（行ウ）第13号」訴訟（以下、対熊野市第二訴訟とする）の提起

紀州鉦山で亡くなった朝鮮人を追悼する土地に公共性・公益性があることは、追悼碑の建立後に毎年開催されている追悼集会に日本および韓国の各地から人びとが参集している

事実、その集会行事が日本および韓国で報道されている事実、その活動を通して日本の歴史的責任が究明されている事実などによって明らかにされている。これらの事実を無視して、熊野市は2012年度の新たな土地税を課してきた。この課税は、これまでの課税の過ちを重ねるものであり、社会正義に反する行為である。そのため、紀州鉾山の真実を明らかにする会は、2013年3月22日付で、「2012年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分取消」を求めて、不当課税に対する第二訴訟を提起した。

8. 戸田彰子裁判長忌避の申立

対熊野市第二訴訟における裁判で、ふたたび戸田彰子裁判官が裁判長となったため、申立人らは、2013年7月4日の第1回口頭弁論の開始直後に、戸田彰子裁判長の裁判官忌避を申し立てた。対熊野市第一訴訟において、訴訟の論点を「固定資産税の課税算定額」にきり縮め、基本的な論点を審理せず、総計30分も満たない2回の口頭弁論で判決を出した戸田彰子裁判長が、第二訴訟においても同じ訴訟指揮を繰り返すことが懸念されたからである。それは、裁判の公正を妨げるべき客観的な事情に当たる。

以上

附属書類

即時抗告状副本

1通